

番号	1. 1)
項目	母体・胎児の正常経過を継続的に診る妊婦健康診査は極めて重要といえます。公費負担の拡充は経済的負担を軽減し、全妊婦の積極的な受診の促進に繋がります。令和7年度大阪市の妊婦健康診査の公費負担総額は一人当たり122,020円(15回合計)、令和6年度に比べ1,210円の増額となりました。しかし、助産所では、基本的な妊婦健康診査料1回3,780円、10回まで合計37,800円となり、病院等での公費負担額と大きな隔たりがあります。 病院、助産所の区別なく同額の公費負担が受けられるよう妊婦健康診査公費負担の一層の拡充を図られますとともに、公費受診票をすべて使用できないまま妊娠期を終了する不利益を被ることがなきよう助産所における措置のご検討をお願いいたします。 また、令和6年度診療報酬が改定され、医療分野における従事者の賃上げに向け、ベースアップ評価料の新設及び初再診料、入院基本料等が引き上げられました。ついては、基本的な妊婦健康診査料の公費負担額の拡充をお願いいたします。
	(回答) 本市では平成24年度より、全ての妊婦が安心して安全に出産できるように、国の示す妊婦健康診査の標準検査項目全てを公費負担の対象とし、診療報酬単価の改定に合わせて実際の受診額相当に公費負担額を引き上げることで、妊婦の経済的負担の軽減を図ってまいりました。 平成31年度からは、超音波検査の公費負担回数を4回から8回に増やし、令和2年度からは、多胎妊娠の方の公費負担回数を2回分追加し、さらなる経済的負担の軽減を図っているところです。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	1. 2)
項目	妊婦超音波検査は、胎児発育の評価、well-being の評価、異常の早期発見、正確な助産診断の目的で助産所でも行われております。大阪市では、助産所において、妊婦健康診査の超音波検査受診票を使用することができず、妊婦の自己負担で実施しております。しかし、大阪府下で補助券での超音波検査が公費負担で実施できる自治体があります。大阪市民のすべての妊婦が等しく公費助成を受け、安心安全な出産の支援を受けられるように、助産所における超音波検査をスクリーニング検査として位置づけることに検討をお願いいたします。
(回答) 本市では、妊婦の健康管理の向上、経済的負担の軽減による出産にのぞめる環境づくりをこれまで以上に推進し、安全に安心して妊娠・出産することができるよう、平成 31 年度から、超音波検査の公費負担回数を 4 回から 8 回に拡充しております。 妊婦健康診査中の超音波検査を含む各種検査につきましては、検査を実施するのみではなく医師法上の医学的な判断、及び結果によっては更なる医学的処置や対応まで実施していただくものとして、本市では位置付けておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	1. 3)
項目	一助産師が一组の母子を訪問するポピュレーションアプローチである大阪市乳児家庭全戸訪問（妊婦面談・訪問、未熟児・新生児・乳児・多胎訪問）や産後ケア事業アウトリーチ型、およびハイリスクアプローチである専門的家庭訪問支援事業は、その対象者の健康保持、産後うつ・虐待予防など、妊娠・分娩・育児に関する様々な課題、問題を客観的に評価し対処していく事業です。そのため、従事助産師には、きめ細やかな心遣いと配慮、専門性に富んだ見識が必要となり、従事助産師は日々研鑽を重ね、行政との連携に努め、責務を果たすよう努めております。助産師が働く環境の整備、事業単価の増額等の処遇改善に向けて、一層、関係事業の予算拡充を図っていただきますようお願いいたします。
(回答) 本市では、母子保健法及び児童福祉法に基づき、3か月児健康診査までのすべての家庭に助産師または保健師の専門職が家庭訪問をおこなっております。また令和元年度からは、赤ちゃんへの気持ち質問事業（乳児家庭全戸訪問事業において実施）を開始し、母親のメンタルヘルスの状態を客観的に評価し、支援が必要な対象者の把握に努めております。令和5年度からは、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援も始まり、その一環として妊娠8か月面談も開始し、この面談には助産師にも従事していただいています。また、産後ケア事業は、令和5年度よりアウトリーチの対象を出産後4か月以降から0か月以降利用可能に変更するとともに、施設要件を、開設届を提出している助産所にも広げたことで、地域の助産師の専門的な支援が受けられる機会を増やしています。 今後も、より充実した相談支援が行えるように、助産師の活用を含めた制度拡充を図っていけるよう、引き続き国、他都市の動向を注視しつつ、母子保健施策の充実に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	1. 4)
項目	令和5年6月、こども家庭庁の実施要綱において、対象者の定義を「産後ケアを必要とする者」に見直されユニバーサル事業であることが明確化されました。そして、育児困難事例などに対する受け皿として、今後産後ケア事業を活用することが期待されています。利用者は、着実に増加しており、今後さらに産後ケアを必要とする人が利用できるよう、事業所の拡充、持続に向け、事業単価の拡充をお願いいたします。また、多胎児、支援の必要性が高い利用者、生後4か月以降の乳児等について、事業所を差別化し、夜間2人以上の職員配置、24時間365日受入体制整備などの加算にむけ予算の拡充をお願いいたします。
	(回答) 本市の産後ケア事業は、令和5年度より国の方針を受けて利用者負担額の減額を実施しております。また、令和7年度には多胎児加算額の増額を実施しております。年々、利用者が増えていく中、安心・安全に産後ケアを提供できるよう国や他都市の動向を注視しつつ、委託料の検討を含め、事業実施体制の確保に努めてまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	2
項目	妊娠・分娩・子育ての不安や母子の孤立の解消、児童虐待の予防・早期発見の拠点となるこども家庭センターの全国展開に伴い、弊社助産師も自治体に雇用されるようになりましたが、ほとんどが会計年度職員です。地域を熟知した活動の実績及びその強い専門性を発揮し活躍できる助産師の大阪市区行政への常勤雇用の促進とともに、専門性に見合った賃金体系の構築を要望いたします。
(回答) 本市では、以前より各区保健福祉センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行っており、令和6年度からは、こども家庭センターの運営を開始し、児童福祉と母子保健機能のさらなる連携を強化し、一体的な相談支援に取り組んでおります。 また、本市では、伴走型相談支援でもある妊娠8か月面談、乳児家庭全戸訪問事業及び専門的家庭訪問支援事業の委託において、助産師資格を有するものを従事者としております。 訪問事業に従事する助産師は、対象者の状況に応じて、地域資源等の情報も提供しながら、継続支援が必要な場合は区保健福祉センターの保健師に引き継ぎも行い、支援が途切れないよう配慮しながら支援をしています。 今後とも助産師等の専門職の従事が効果的と考えられる事業について、専門職の活用を検討するとともに、賃金水準についても引き続き検討してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	3
項目	プレコンセプションケアによって、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ自身の健康管理を促していくことは、充実した人生を送るうえで基盤となるものです。また、人権教育を基盤とした包括的セクシャリティ教育によって、ジェンダーや性自認、コミュニケーションスキル、性暴力防止などの幅広い内容を体系的に学ぶことで、子どもや若者が自分や他者を尊重し、人間関係を築く力を養えることができると考えます。このためにも大阪市全ての幼稚園をはじめ小・中学校の全学年において、包括的セクシャリティ教育が実践できるよう予算化を要望いたします。
	(回答) 大阪市立学校においては、子どもたちが、自己肯定感を高め、自他の命を大切にし、自分の将来について具体的な目標を持ち、集団の場でより良い人間関係を築いて行くことができるよう全校に「生きる力を育む性に関する指導の手引き」を配付し、児童・生徒の発達段階や、各校の実態に応じて様々な教科・領域で系統的かつ教科横断的な「生きる力を育む性に関する指導」を計画的に取り組んでおります。幼稚園においても、幼児の発達段階に応じた指導が必要であることから、同手引きの資料提供を行っております。 また、関係部局と連携し、思春期健康教育事業「ティーンズヘルスセミナー」を活用するなど、各学校の実情に応じたテーマによる講義も実施しております。 引続き、人権尊重を基盤とした「生きる力を育む性に関する指導」に取り組んでまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	4
項目	大阪市では、平成 31 年より各区において、「地区担当保健師との信頼関係の強化」「子育て家族支援の充実」に向けて、区の実情に応じた『大阪市版ネウボラ』の取組みを開始され、保健師の顔の見える化の取組みや、妊産婦が相談しやすい環境を構築する取組みなど、継続的に取り組まれています。日本産婦人科医会による“医師・助産師の継続ケア”について、「同一の医師または助産師に継続的なケアを受けた女性は、妊娠から産後を通しての満足度が高く、再び同じケアを受けることを希望している」として助産師による継続ケアを推奨としています。地域の生活の場で、顔の見える関係性の中で、助産師による継続ケアが展開できるよう、その体制づくりおよび運用にご協力をお願いいたします。
	(回答) 本市では、以前より各区保健福祉センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行っており、この間、関係部署間の連携強化を推進し、妊娠・出産・子育て期に養育支援を必要とする家庭への継続的な支援を行ってまいりました。 令和 5 年度から開始している伴走型相談支援では、妊娠 8 か月面談及び乳児家庭全戸訪問事業の実施において、できる限り同一の助産師が妊婦との信頼関係を築きながら、出産後も継続した支援を行える体制を整えています。 また、妊娠・出産・子育て期における養育支援を特に必要とする者（以下「要養育支援者」という。）の早期把握とともに、児童虐待予防のための要養育支援者の孤立防止および養育力の向上の支援を目的として、大阪府下において保健医療の連携体制の整備をはかり「要養育支援者情報提供票」を活用した医療機関（産婦人科、小児科等を標榜する病院及び診療所ならびに助産所）と保健機関の連携による要養育支援者の継続支援も行っております。 引き続き、関係機関とのより一層の連携のもと、伴走型相談支援に取り組むとともに、国および他自治体の動向を注視しつつ、本市母子保健施策の充実に努めてまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	5
項目	子ども家庭庁では、母子健康手帳、母子保健情報等に関する母子保健情報のデジタル化の検討が進められています。マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充する中に、妊産婦の情報および乳幼児の情報として新生児訪問指導等の情報が入っております。現在、この大阪市の新生児訪問指導等を担っているのは、大阪府助産師会会員の助産師です。 令和6年度大阪市の出生数は概算で18,000人。そのうち4分の3にあたる約14,000人の新生児訪問等を弊会の140名の助産師が担っています。現在、訪問先の利用者氏名、住所等の情報は、訪問担当助産師が保健福祉センターにおいて、個人が特定できないよう情報を暗号化（転記）して持ち出し訪問に伺っております。その結果、転記による訪問先、訪問日時誤りにより、まれにヒューマンエラーであるインシデントが発生し、妊産婦にご迷惑をおかけすることが発生しています。 人は誰でも間違える「ヒューマンエラー」をシステムで改善していただきたく、システムの開発、ICTの導入・推進をお願いいたします。
（回答） 本市では、以前より各区保健福祉センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけて、総合福祉システムにおいて、母子保健事業（妊娠届出時面談、妊娠健康診査、妊婦教室、妊娠8か月面談、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査、その他保健師等面談・電話等フォロー状況など）に関する個人情報の一括管理を行っています。 母子保健事業は、市民サービスに直結する内容も多く、扱う個人情報の量が膨大であり、外部の事業者へ委託する際には、個人情報の取り扱いについてルールを遵守し、安全なサービス提供が行えるよう努めてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966